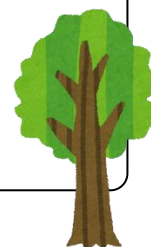


チャレンジ！ 私たちが参画してつくるあかいわ

令和4年度 実施事業

赤磐市市民活動実践モデル事業 募集要項



「地域の活性化」と「協働のまちづくり」を進めるための【市民活動実践モデル事業】を実施します。地域の課題解決につながり、市と「協働」で取り組むことで、より効果的なまちづくりにチャレンジしませんか。

募集期間：令和3年9月6日（月）～11月5日（金）

【目次】

- | | |
|----------------------|---------|
| ・市民活動実践モデル事業の概要について | P. 2～3 |
| 1. 事業の仕組み | P. 2 |
| 2. 対象となる事業・対象とならない事業 | P. 2 |
| 3. 対象となる市民活動団体などの要件 | P. 3 |
| 4. 補助金の額・補助対象経費について | P. 3. 4 |
| ・事業日程について | P. 5 |
| ・その他 | P. 6 |
| ・行政提案型事業テーマ | P. 7～9 |



— 市民生活部 協働推進課 —

■市民活動実践モデル事業の概要について

1. 事業の仕組み

「地域の活性化」と「協働のまちづくり」を推進することを目的として、市民活動団体などの皆様から地域課題の解決につながる事業提案※を募集し、市と目的を共有し、役割と責任を確認しあい、協働で事業を実施する。

☆☆☆ 事業提案の種類は2種類！ ☆☆☆

①市民提案型事業

市民活動団体などが、市と「協働」することで、より効果的な地域課題の解決が期待できると考える事業を提案する。

②行政提案型事業

市が市民活動団体などと「協働」することで、より効果的な事業展開を期待するテーマを提示し、市民活動団体などから事業企画案を公募する。(→P7～)

※上記のいずれかを選択し、1団体1事業の提案ができます。

2. 対象となる事業・対象とならない事業

①対象となる事業

- ・公益性、社会貢献性があり、市との協働により効果的な課題解決や地域の活性化が期待できる事業
- ・先進性、先駆性等の工夫又はアイデアがあり、現在実施されていない事業
- ・赤磐市を対象とする事業。ただし、多様化する「地域課題」に対応していくために、事業範囲が限定される事業も対象とする

②対象とならない事業

- ・営利を目的としている事業
- ・本市の他の制度により実施が可能な事業
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・実施主体により既に取り組まれている事業であって、単に当該団体の費用負担を軽減することのみを目的とする事業
- ・国、県及び他の地方公共団体からの助成対象となっている事業
- ・その他、市長が不適切と判断する事業

※本事業について、赤磐市総合計画の方向性に沿った事業が望ましい。

《総合計画 重点戦略》

- 1 経済・産業に活力があり、ひとが集まるまちを創る
- 2 安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る
- 3 多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る

3. 対象となる市民活動団体などの要件（全て満たすこと）

- ・赤磐市協働のまちづくり指針の理念を十分に理解していること
- ・活動の拠点が赤磐市にあり、非営利で活動していること
- ・3人以上で組織され、運営に関する規約が定められていること
- ・1年以上継続した活動を行っていること、又は今後1年以上の活動の継続性が見込まれ、組織として事業実施について承認が得られていること
- ・予算、決算について適正な会計処理が行われていること
- ・応募した事業の企画から実施、運営、完了まで実行できる組織であること
- ・政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと
- ・赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が運営に関与していないこと

4. 補助金の額・補助対象経費について

①補助金の額

補助対象事業	上限額	補助率	対象経費
市民提案型事業 行政提案型事業	200,000円	10/10 (ただし、百円未満の額があるときは、これを切り捨てた額とする。)	提案事業の実施に要する経費 (報償費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料などをいう。)
補助回数	同一事業については、3回までを補助回数の上限とする。		

②補助対象経費について

次のすべての要件を満たす経費が補助の対象となります。

- ・事業実施のために直接必要な経費
- ・補助金の交付決定をした日から事業終了日までの期間に支払った経費（年度単位）

③補助対象となる経費の費目

費目	内容
謝金	外部の講師などに支払うもの
消耗品費	文房具、コピー用紙など
印刷製本費	パンフレットや冊子の印刷、コピー代など
通信運搬費	はがき・切手代など
保険料	ボランティア保険・行事保険など
使用料・賃借料	会場使用料・機材等のレンタル料など

④補助対象とならない経費

次のすべての経費は補助の対象となりません。

1	事業に直接関係のない経費	2	備品購入費 ※形状または性質を変えることなく長期間の使用に耐えるもの
3	団体の管理運営に関する経費※1	4	電話代など用途の確認できない経費
5	飲食に関する経費※2	6	団体の基盤強化のための経費（研修費など）
7	商品券など金券の購入費	8	領収書のないもの
9	市長が社会通念上適切でないと認められた経費		

※1 = 人件費・光熱水費・家賃など

※2 = 外部講師への昼食や、会議などで必要な茶菓子等は、対象経費の5%以内とします。ただし、参加者の熱中症対策の飲料水など事業実施に不可欠な経費はこの限りではありませんので、事前に事務局にご相談ください

赤磐市協働のまちづくり指針



令和3年度実施事業

赤磐市野生動植物調査会
赤磐市野生動植物調査
AKA IWA農業盛りあげ隊
赤磐農業マルシェ
クリエイティブパートナーmomo
SNSを活用した移住者向け情報発信事業
人形劇団 どんぶらこ
モモちゃんを考える人権ってナンダ?!

■事業日程について

1	●事業の説明（随時）	募集内容・手続きの流れなどについて説明します
↓		
2	●エントリーシートの提出 （黄色・水色の用紙） 令和3年11月5日（金） 17：15まで	協働推進課へ提出してください ※可能でしたら、直接ご提出ください 黄色：市民提案型事業 水色：行政提案型事業
↓		
3	●ヒアリング 11月中	提案した事業について、市役所（協働担当課・協働推進課）とのヒアリングを実施します
↓		
4	●協働内容確認 12月中	ヒアリングで話し合われた内容を基に、市とは別に定める「市民活動実践モデル事業審査委員会」が協働の内容の確認を行います
↓		
5	●事業計画協議 令和4年1月中	協働内容確認の後、再度市役所（協働担当課・協働推進課）と事業計画について協議し、事業申請書を提出します
↓		
6	●事業審査 令和4年2月中	「市民活動実践モデル事業審査委員会」による事業審査（プレゼンテーション審査）を実施します
↓		
7	●事業決定 令和4年3月中	審査委員会の審査結果を元に、市長が採択事業を決定し、通知します
↓		
8	●協定書締結・補助金申請 令和4年4月初旬	市と事業協定書を締結し、補助金の申請手続きをおこないます
↓		
9	●事業実施	事業申請書に基づき事業を実施します
↓		
10	●事業完了・実績報告書提出 令和5年3月31日まで	事業についての実績報告を行うとともに、両者で事業について評価します
↓		
11	●事業実施報告会 令和5年7月（予定）	事業報告を実施します

※時期は予定であり、変更になる場合があります

- 市役所（協働担当課・協働推進課）とのヒアリング
 - 協働担当課・協働推進課との話し合いをおこないます。
 - 提案事業を協働担当課に説明し、お互いに十分に事業に対する理解を深めていただきます。
- 協働内容確認
 - 市民活動実践モデル事業審査委員会が、事業の「協働部分」の内容把握のために、確認を行います。
- 事業計画協議
 - 協働点検審査の後に、再度市役所（協働担当課・協働推進課）と事業計画について協議し、事業申請書を提出していただきます。
- 事業審査（プレゼンテーション審査）
 - 市民活動実践モデル事業審査委員会に対し事業のプレゼンテーション（事業内容の発表）を行ったあと、審査委員会委員からの質問に答えていただきます。
 - プレゼンテーションに参加しない場合は、取り下げがあったものとみなしますので、必ず出席してください。

●審査の基準

市民活動実践モデル事業審査委員会は概ね次の基準をもとに審査します。

的確性	協働の必要性及び効果	実現可能性
具体性	発展性	公益性

●採択する事業

市民活動実践モデル事業審査委員会からの意見（結果）を踏まえ、実施が適切と認められる事業を、予算の範囲内で採択します。

■その他

①事務局

事務局は協働推進課に置き、市民活動実践モデル事業に係る事務全般を担当します。

②情報公開

申込書などの提出書類は、個人情報などを除き、情報公開の対象となります。

③採択後の事業内容の変更

原則として採択後の事業内容の変更はできません。やむを得ない事情により変更が必要となった場合は、事務局に相談してください。予算配分が変わる場合も同様です。

令和4年度 実施事業 市民活動実践モデル事業【行政提案型事業】

テーマ	市担当課	移住定住推進施策	政策推進課
提案を募集する理由		<p>行政だけの発信ではなく、色々な立場の人からの発信があることで、赤磐市を知ってもらうためにきっかけ（入口）を多くつくり移住者の増加につなげるため。</p> <p>また、赤磐市に住む人が赤磐市の様々な魅力（人、お店、場所、活動など）の発見につながり、地域への愛着の醸成にもつなげる。</p>	
市で取り組んでいる事業とその課題		<p>移住定住につなげていくために市の魅力や取組などを発信しているが、行政からの発信では扱えない内容があったり、また内容がいわゆるカタイ感じになってしまったりするため、受け取る側に伝わりにくい。</p>	
達成したい目標・成果		<p>赤磐市での暮らしを、生活者目線で伝えることで、赤磐市への移住者の増加を目指す。（年ごと、日本人の転入超過）</p> <p>赤磐市での暮らしを楽しむ市民の増加。</p>	
担当課からのメッセージ		<p>あなたのあかいわ愛を、あなたの言葉で伝えてほしいです。</p>	

令和4年度 実施事業 市民活動実践モデル事業【行政提案型事業】

テーマ	市担当課	持続可能な循環型のまちづくり	環境課
提案を募集する理由		<p>現在、様々な地球環境問題が加速的に深刻化し、持続可能な環境共生等をめざしたより実効的な取組が求められています。</p> <p>市としては従来からの取組や啓発だけでなく、市民の意識改革の促進やそれに基づく協力をより求めていかなければなりません。そこで、環境における基本的なことを明文化し標準として定め、課題解決に向けた指標となるべきものを策定したいと考えています。</p>	
市で取り組んでいる事業とその課題		<p>環境課題は、私たち身の回りの生活環境や景観保全から自然保護など、非常に広範囲にわたるものとなっています。現在は、それぞれの案件に対し現行法令や条例等に基づき適正な対応を実施しています。</p>	
達成したい目標・成果		<p>広範囲となっている環境問題に対し、それぞれの役割や責務を明文化し、今後の推し進めるべき方向性を見出し、一人ひとりの行動規範を示したいと思っています。</p>	
担当課からのメッセージ		<p>市としては最終的には、基本条例などを制定し、市民・事業者を含めた一体となった施策や取組を展開していきたいと思っています。そのために、市民と協働し「ひといきいきまちキラリ」な赤磐市の環境政策における「中心となっていく指針」を作っていきましょう。</p>	

令和4年度 実施事業
市民活動実践モデル事業 【行政提案型事業】

テーマ	市担当課	英国庭園の活性化	熊山支所 産業建設課
提案を募集する理由		継続して英国庭園の活性化をはかり、新たなにぎわいをつくっていききたい。	
市で取り組んでいる事業とその課題		英国庭園については、地元有志の方々からなる活性化委員会と協力してイベント等を実施し、みなさんに来て楽しんでいただけるよう考えているが、花の時期のイベント等を重複すると負担も大きくなります。そこで、市民活動実践モデル事業を活用し、いろいろな取り組みをおこなっているグループや、若い方々が企画し参加してもらうイベントも追加して実施することで、いろいろな世代やニーズに対応しつつ、にぎわいのある楽しいものにしていききたい。	
達成したい目標・成果		6月の薔薇の咲く時期はもちろん、もっと新しいイベントも増やして英国庭園に来てもらって、たくさんの人に良さを知ってもらい、リピートして楽しんでもらえるようにする。	
担当課からのメッセージ		企画・実行する方々も楽しく、英国庭園に来て参加する方々もわくわくするような取り組みを実践しましょう。	